

○公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成 18 年 3 月 27 日国住備第 126 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第 1～7 （略）</p> <p><b>第 8 地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に係る対象額</b></p> <p>地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「家賃低廉化対象額」という。）は、次項の要件に該当する地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に関し地方公共団体が家賃の低廉化を行う者に対し補助する額（地域優良賃貸住宅（公共供給型）にあつては家賃と入居者負担額の差額）の合計額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家賃低廉化対象額の算定にあつては、算定の対象となる地域優良賃貸住宅について、第 2 項第二号の要件に該当する世帯の数を当該住宅に入居する世帯の数で除した数に、同項の要件に該当する地域優良賃貸住宅の管理月数を合計した月数及び 4 万円 <u>（家賃と公営住宅並み家賃（公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 2 条の家賃算定基礎額に市町村立地係数及び規模係数を乗じて得た額を参考に地方公共団体が定める額をいう。）の差額が 4 万円以下の場合にあつては、当該差額）</u> を乗じた額を限度額とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の要綱は、令和 4 年度以降の新規入居者から適用する。ただし、令和 3 年度までに地域優良賃貸住宅等の供給に関する計画について、都道府県知事等の認定を受けた又は地方整備局長等に報告した地域優良賃貸住</u></p>	<p>第 1～7 （略）</p> <p><b>第 8 地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に係る対象額</b></p> <p>地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「家賃低廉化対象額」という。）は、次項の要件に該当する地域優良賃貸住宅の家賃の低廉化に関し地方公共団体が家賃の低廉化を行う者に対し補助する額（地域優良賃貸住宅（公共供給型）にあつては家賃と入居者負担額の差額）の合計額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家賃低廉化対象額の算定にあつては、算定の対象となる地域優良賃貸住宅について、第 2 項第二号の要件に該当する世帯の数を当該住宅に入居する世帯の数で除した数に、同項の要件に該当する地域優良賃貸住宅の管理月数を合計した月数及び 4 万円を乗じた額を限度額とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

宅については、令和5年度以降の新規入居者から適用する。

3 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2893号等）に規定する福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業及び福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2896号等）に規定する子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化については、なお従前の例による。